

---東川町留守家庭学童保育 保育料について---

留守家庭学童保育の運営に当たっては、各保護者の所得に応じて負担していただきます。

1. 運営負担金の用途

運営負担金は、主として次の用途に使われます。

- (1) 指導員等の賃金
- (2) 留守家庭学童保育光熱水費・電話料等の維持管理
- (3) 留守家庭学童保育施設の整備

2. 平成 27 年度 留守家庭学童保育料

層区分	定義	保育料率	保育料月額 (100 円未満切り捨て)
第 1 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯含む）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条による要保護・準要保護世帯		免除
第 2 階層	第 1 階層を除き、保育料の算定にあたっては前年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	非課税世帯	基準額 ×0.25 1,300 円
第 3 階層		所得割課税額が 48,600 円未満の世帯	基準額 ×0.50 2,700 円
第 4 階層		所得割課税額が 48,600 円以上 97,000 円未満の世帯	基準額 ×0.75 4,100 円
第 5 階層		所得割課税額が 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	基準額 5,500 円
第 6 階層		所得割課税額が 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	基準額 ×1.50 8,200 円
第 7 階層		所得割課税額が 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	基準額 ×1.75 9,600 円
第 8 階層		所得割課税額が 397,000 円以上の世帯	基準額 ×2.00 11,000 円

※1 階層を決定する市町村民税の所得割課税額は、配当控除、寄付金税額控除、住宅ローン控除、外国税額控除などの税額控除前の税額で判断することになります。

※2 半月利用の方は、上記月額保育料の半額になります。

3. 納入期限

留守家庭学童保育料は、当月分の保育料は翌月末日までに納入してください。
(例 4月分留守家庭学童保育料の納入期限は5月31日となります。)

4. 学童保育料の減免措置

- (1) 留守家庭学童保育料には、減免制度があります。
- ① 生活保護を受給している世帯(要保護世帯)
1か月の留守家庭学童保育の全額が免除されます。
 - ② 就学援助を受給している世帯(準要保護世帯)
1か月の留守家庭学童保育の全額が免除されます。
 - ③ 病気等正当な理由によりやむを得ずその月を全休とした場合は保育料の全額、
2分の1以上欠席した場合は保育料の2分の1を減額いたします。この場合は
医師の診断書が必要です。
- (2) 減免手続
- ① 所定の留守家庭学童保育減免申請書に必要事項を記入して東川町地域交流センター内学童保育事務局に申請してください。

※東川町教育委員会の就学援助基準により認定に基づいて留守家庭学童保育の減免を決定いたします。

5. 傷害保険

在所児は、保育中や所外活動中の万一の事故に備えて「スポーツ安全保険」に加入していただきます。掛金は児童一人800円をご負担いただきます。

6. その他

- (1) 留守家庭学童保育料を滞納した場合は、文書・電話等による納付催告を行います。
- (2) 納付催告にもかかわらず留守家庭学童保育料の滞納が続いた場合は、留守家庭学童保育の利用を制限されることがあります。
- (3) 留守家庭学童保育料の他に、学童保育保護者会費(おやつ代、お楽しみ会等の行事に要する費用)を納付していただきます。集める時期については、学童保育保護者会にお問合せください。